

2020年5月20日、新大阪日之出会議室において「申」第28号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

「のぞみ20号における旅客対応」に関する緊急申し入れ

4月2日、のぞみ20号（F4編成）に於いて、名古屋駅から12号車に乗車した旅客から発熱などの自己申告により静岡駅で臨時停車し当該旅客の降車手配をする事象が発生した。

聞くとところによると、発熱の症状を訴えていることから「新型コロナウイルス」感染の疑いも考えられる。

今回の事象に対して、東京駅到着後、運用変更することなく「のぞみ45号」として所定運用している。また、現状、会社から乗務員に対して「新型コロナウイルス」感染の疑いがある旅客が乗車した場合の対応方が明らかにされていないことは問題があると考えられる。

1. のぞみ20号における旅客対応について、名古屋駅から静岡駅係員に引き継ぐまで時系列で具体的に明らかにすること。

【会社回答】

13時50分頃、三河安城から豊橋間走行中、パーサーがデッキでお客様から胸が痛く激しい動悸があると申告を受け、多目的室を案内した。車掌長が確認したところ、当日の朝から体調が悪く発熱があり、新型コロナウイルスに感染した可能性があるため、病院に行くように促し、了承されたため、静岡駅で臨時停車を行い、救急車で病院へ搬送された。

2. 発熱の症状を訴えていることから「新型コロナウイルス」感染の疑いも考えられる。当該旅客の病状等の検査結果を明らかにすること。

【会社回答】

公開されている情報ではないこと、個人を特定する事に繋がる恐れがある事から明らかにする考えはない。

3. 当該旅客から発熱などの申告を受けた後、各乗務員及び各指令の対応を具体的に明らかにすること。

【会社回答】

乗務員は、旅客の申告等の状況を指令へ報告し、指令はこれらの情報を基に適切に判断し、対応方を乗務員に指示する事としている。

4. のぞみ20号が東京駅到着後、のぞみ45号として所定運用している。運用変更すべきであったと考えるが、会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

会社が得た情報を基に、必要と判断した場合は運用変更及び消毒作業を行う。

5. 当該旅客が乗車した12号車の清掃等はどうに行ったのか明らかにすること。
また、当該旅客が乗車した12号車の消毒等は、行ったのか明らかにすること。

【会社回答】

清掃は通常通り実施した。当該編成の12号車に対して特別に消毒等は実施していない。

6. 社員が体調不良等を訴え、「新型コロナウイルス」に感染が懸念される場合は、会社の責任に於いて有給の休業とすると同時に、感染が確認されたときは障害休暇とすること。

【会社回答】

勤務や賃金の取扱いについては、保健所の指示、医療機関等の検査結果等を踏まえて管理者が指示する。

7. 保健所からの指導により関係した乗務員のPCR検査等が必要な場合、その医療費は、全額、会社が負担すること。

【会社回答】

PCR検査等の費用は、公費負担になると認識している。その為、会社負担する考えはない。

以上